

秋田県収用委員会告示第2号

令和7年12月26日付け秋田県収用委員会告示第1号で公告した一般国道101号改築工事（浜間口バイパス・秋田県男鹿市男鹿中浜間口字鰐喰地内から同市男鹿中浜間口字浜田地内まで）に係る収用の裁決手続の開始の決定について、次のとおり更正決定したので、公告する。

令和8年2月27日

秋田県収用委員会会長 山 本 尚 子

1 更正決定の内容

4 土地所有者の氏名及び住所中

「田 口 由美子（持分140分の1）」

を

「田 口 由美子（持分80分の1）」

に改める。

「佐 沢 幸 一（持分140分の1）」

を

「佐 沢 幸 一（持分80分の1）」

に改める。

「佐 沢 貞 吉（持分210分の13）」

を

「佐 沢 貞 吉（持分120分の7）」

に改める。

「細 井 厚 子（持分210分の13）」

を

「細 井 厚 子（持分120分の7）」

に改める。

「目 黒 代理子（持分210分の13）」

を

「目 黒 代理子（持分120分の7）」

に改める。

2 更正決定の理由

起業者秋田県から裁決申請書、明渡裁決申立書及びこれらの添付書類に係る補正の申立てがあり、これを認めたため。

3 更正決定した日

令和8年2月18日